

# ご意見を募集します

## 美唄市パートナーシップ制度パブリックコメント

### 美唄市パートナーシップ制度(素案)

パートナーシップ制度は、同性同士の婚姻が法的に認められていない日本で、自治体が独自にLGBTQ など(双方またはいずれか一方が)性的マイノリティのカップルに対して「結婚に相当する関係」であることを証明するものを発行し、さまざまなサービスや社会的配慮を受けやすくする制度です。

意見募集期間 令和8年1月6日(火)～令和8年1月30日(金)

#### ▼意見提出者の範囲

市内にお住まいの方、市内に勤務する方、市内に在学する方、市内で事業を営む方、市内で活動する団体、本市に納税義務を有する方、本制度により影響を受ける方です。

#### ▼素案および意見提出用紙の配置場所

市役所2階広報情報推進課、市役所1階ロビー、市民会館、図書館、総合体育館、保健センター、子育て支援センター、市民ふれあいサロン(コアビバイ内)に配置のほか市ホームページからもダウンロードできます。

#### ▼意見の提出先

〒072-8660 美唄市西3条南1丁目1番1号  
美唄市役所 広報情報推進課まちのPR係  
電話 63-0113 Fax 62-1088  
電子メール kouhoujouhou@city.bibai.lg.jp

#### ▼意見提出の方法

所定の用紙に住所、氏名、連絡先を明記し、次のいずれかの方法で提出してください。

◎持参、郵送、ファックス、電子メール

#### ▼意見の検討結果の公表

令和8年2月中旬までに公表予定です。

参考資料「性のあり方～基礎知識～」もご活用ください。